

綾川町特定間伐等促進計画（変更）

香川県 綾川町

令和4年 1月

令和8年 5月

特定間伐等促進計画（変更）

香川県 綾川町
令和8年 5月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、3,000ha（年平均300ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で38.46ha（年平均3.84ha）の間伐を行うことを、綾川町特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本綾川町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

4 特定植栽促進区域

該当なし

5 特定植栽事業の実施方法

(1) 植栽すべき特定苗木の種類

該当なし

(2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関する事

該当なし

6 特定植栽事業の実施の促進のための方策

(1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関する事

該当なし

(2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関する事

該当なし

7 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画(森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。)の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努める。

林業事業者から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等か

ら施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努める。

- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。
施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努める。

8 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関する事。

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努める。

- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。

傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及および定着の推進に努める。

- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努める。

9 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成に努める。

- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努める。

10 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成を図る。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努める。